

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678  
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ 発明に係る報奨金の取扱い

**Q** : 発明に係る報奨金の取扱いが明らかになったとか。どのようになったのですか？

**A** : 次のように取り扱うことが、このたび、明らかにされました。

### 【解説】

一般的に、会社の従業員が職務として発明の特許をとる場合、会社から従業員に対して①特許の出願をしたときに発明者に対して支払う「出願補償金」、②特許になった時に発明者に支払う「登録補償金」、③特許権により利益が出たときに発明者に支払う「実施補償金」が支払われるようですが、この補償金の取扱いがこのたび、明らかにされました。その内容は、次のとおりです。

- ① 出願補償金  
譲渡所得に該当するものとして取り扱う。
- ② 登録補償金及び実施補償金  
登録補償金及び実施補償金は、i)権利の移転によって一時に実現したものでないことから、譲渡所得には該当しない、ii)職務発明の場合は、特許法や実務新案法等に定められた相当の対価請求権に基づいて支払われるものであること、iii)登録補償金や実施補償金は、特許を受ける権利等の知的財産権を会社に移転した後に会社が独占的に利用して得た利益の実績に基づいて算定され、使用料と同様の性格を有していること、iv)発明した従業員が退職や死亡した場合でも、発明者や相続人に継続して支払われるものであることから雑所得に該当するものとして取り扱う。

